

## 松戸市水道事業建設工事最低制限価格取扱要綱

平成25年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市水道事業が発注する建設工事の入札を執行する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定及び松戸市水道事業会計規程（昭和43年松戸市水道規程第5号）第100条第1項の規定による最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。

- (1) 設計金額が130万円以上1億円未満（総合評価方式の場合は除く。）の一般競争入札で実施する建設工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、水道事業管理者が最低制限価格を設ける必要があると認める建設工事

### (公表の時期及び内容)

第3条 最低制限価格の公表の時期は、入札終了後に公表することとし、公表の内容は、最低制限価格（税抜き）を公表するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、松戸市水道事業会計規程第100条第2項の規定による公表文書において明示することにより行うものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、最低制限価格を入

札執行前に公表することができる。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額（当該合計額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額とする。）を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。